松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、原油価格や物価の高騰に直面する市民の経済的負担を軽減するため、第3条に定める補助対象者に対し、予算の範囲内で松江市民生活支援緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　上水道未使用世帯　宍道町以外で本市の未給水地域にあって上水道を使用できない世帯又は上水道区域内にあって井戸水、谷水等の上水道以外の施設等のみを使用し、上水道を契約していない世帯をいう。

⑵　宍道町下水道未接続世帯　宍道町に居住する者であって本市の下水道を使用していない世帯をいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、上水道未使用世帯又は宍道町下水道未接続世帯であって、令和8年11月1日（以下「基準日」という。）に本市の住民基本台帳に世帯主として記録されている者とする。

2　補助対象者となる世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者を補助対象者とする。

3　補助対象者となる世帯主が基準日から交付申請を行うまでの間に転居した場合において、転居前の住所に当該世帯の他の世帯構成員が引き続き居住するときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者を補助対象者とする。

4　令和8年度に上下水道料減免措置を受けた者は、前各項の規定に関わらず、補助対象者としない。

（補助金の額）

第4条　補助金の額は、1世帯当たり2,200円とする。

（補助金の申請等）

第5条　補助金の申請は補助対象者が行うものとする。ただし、同一住所に複数の世帯があり、同一住所に複数の補助対象者がいる場合は、いずれか一の補助対象者が申請するものとする。

2　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月

28 日までに市長に提出しなければならない。

⑴　有効期限内の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の本人確認書類の写し（補助対象者のみ）

⑵　補助対象者名義の通帳等（金融機関名、店名、口座番号、口座名義人等が確認できるページ）の補助金振込口座が確認できる書類の写し

3　規則第 12 条第 1 項に規定する補助事業等実績報告書は、前項の申請書兼請求書及び添付書類の提出により、その提出があったものとみなす。

（補助金の交付の決定及び確定）

第 6 条　市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）又は松江市民生活支援緊急対策事業補助金不交付決定兼確定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第 7 条　規則第 11 条に規定する着手届・完了届の提出は、これを省略するものとする。

（補助金の交付）

第 8 条　市長は、第 6 条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（交付の決定及び確定の取消し）

第 9 条　市長は、次の各号に掲げる場合、補助金交付の決定及び確定の取り消しを通知する。

⑴ 補助金の申請をした後に補助対象者の要件に該当しなくなった場合において、その事実が判明した場合は補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

⑵ 補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条　市長は、前条の規定による補助金の交付の決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて松江市民生活支援緊急対策事業補助金等返還命令書（様式第 5 号）により、補助対象者に返還を命ずる。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和8年10月16日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。